第 1185 号

# 産業廃棄物不法投棄現場周辺 ホーリング・モニタリング調査業務委託

岐阜市椿洞地内原川 ほか

# 調查報告書

平成 17 年 3 月

岐阜市 人·自然共生部大気自然室、水自然室 大 日 コンサルタント株 式 会 社

# 産業廃棄物不法投棄現場周辺 ポーリング・モニタリング調査業務委託

# 調查報告書

第 1 編 業務概要

第 2 編 ボーリング調査

第 3 編 地下水調査

第 4 編 河川水調査

第 5 編 排水調査

第 6 編 河川底質調査

第 7 編 土壌調査

第 8 編 悪臭 大気環境調査

第 9 編 米調査

第 10 編 総括

## 別添資料

### 資料 1.

- ·調査状況写真
- ・ボーリング調査資料
- ·速報值報告書
- ·委員会資料
- ·打合せ簿

## 資料 2.

·計量証明書



# 目 次

	1. 業務概要	1
	1.1 業務の目的	1
	1.2 業務概要	1
	1.3 位置図	1
2	2. 業務項目	2
,	3. 調查条件	5
	3.1 調査期間	5
	3.2 測定方法	5
	3.3 貸与資料	6
	3.4 計量証明機関	6
4	4. 業務工程	7
ļ	5. 成果品	8
(	6. 使用する図書及び基準	8

#### 1.業務概要

#### 1.1業務の目的

岐阜市椿洞地内の産業廃棄物中間処分場で発生した不適正処分による周辺環境について、これまでの調査では環境基準等に適合しており、直ちに健康に影響を及ぼす状況ではないが、新たに地下水観測用のボーリング調査を実施するとともに、年間を通じてモニタリング調査を行い、今後の環境への影響を速やかに把握することを目的としたものである。

#### 1.2業務概要

1.1.1 業務名

産業廃棄物不法投棄現場周辺ボーリング・モニタリング調査業務委託

1.1.2 業務箇所

岐阜市椿洞地内原川 ほか17箇所 (全18箇所)

- 1.1.3 工期
  - 自) 平成 16年 9月 3日
  - 至) 平成 1 7年 3月31日
- 1.1.4 発注者

岐阜市 人・自然共生部 大気自然室、水自然室

1.1.5 受注者

岐阜市薮田南 3-1-21

大日コンサルタント株式会社 調査部、環境・水工部: 058-271-2501(代表)

#### 1.3位置図



縮尺 1/50,000

# 2.業務項目

業務項目は以下の通りである。

表 1 業務項目

工 種	細目	数量	単位	摘 要
	地下水ボーリング調査( 86)	15	m	2 箇所 = 4.0+11.0 = 15.0m
ボーリング調査	観測井戸設置(65)	2	箇所	マンホール仕上げ
が 一リノグ 祠直	地下水流向・流速測定	2	箇所	
	水位・電気伝導率計設置	2	箇所	
	水位・電気伝導率観測	13	<ul> <li>15 m 2箇所=4.0+11.0=15.0m</li> <li>2 箇所 マンホール仕上げ</li> <li>2 箇所</li> <li>2 箇所</li> <li>2 箇所</li> <li>1 回/月×2箇所×6.5月=13[</li> <li>4 検体 ポーリグ・井戸2箇所+民家井戸 象に1回実施する。</li> <li>まーリグ・井戸2箇所を対象とし2回/月×2箇所を対象とし4民家井戸2箇所 計28検体2回/月×2箇所×6.5月=26回+民家井戸2箇所 計28検体20/月×6箇所×6.5月=78回来的する。</li> <li>2 検体 2回/月×6箇所×6.5月=78回来的する。</li> <li>2 検体 2回/月×6箇所×6.5月=78回来的する。</li> <li>2 検体 2箇所(中間処分場浸出水及びとして1回実施する。</li> <li>2 検体 2箇所(中間処分場別から5月)を対象として1回実施する。</li> <li>2 検体 2箇所(中間処分場別があら5月)を対象として1回実施する。</li> <li>2 検体 2箇所(中間処分場別があら5月)を対象として1回実施する。</li> <li>2 検体 2箇所(中間処分場別が可能をして1回実施する。</li> <li>2 検体 2箇所(中間処分場別が可能をして1回実施する。</li> <li>2 検体 2箇所(原川)を対象として1回実施する。</li> <li>3 大気環境調査は24時間連続調6</li> <li>6 箇所 6箇所の試料について1回実施</li> </ul>	1回/月×2箇所×6.5月=13回
	環境項目(12項目:次頁参照)	4	検体	ポーリング 井戸2箇所+民家井戸2箇所を対象に1回実施する。
地下水調査	監視項目(20項目:次頁参照)	28	検体	ボーリング 井戸 2 箇所を対象として 2 回/月×2 箇所×6.5 月 = 26 回実施する。 + 民家井戸 2 箇所 計 28 検体
河川水調査	環境項目(12項目:次頁参照) 農業用水基準項目(2項目:次頁参照)	2	検体	2 箇所(善商排水合流前後)を対象として 1 回実施する。
	監視項目(20項目:次頁参照)	78	検体	2回/月×6箇所×6.5月=78回実施する。
	環境項目(12項目:次頁参照)	2	検体	2箇所(中間処分場浸出水及び排水)を対象 として1回実施する。
排水調査	監視項目(20項目:次頁参照)	29	検体	2 箇所(中間処分場浸出水及び排水)を対象 として 2 回/月×2 箇所×6.5 月 = 26 回実 施する。場内 3 箇所 計 29 検体
土壌調査	溶出量試験(11項目:次頁参照) 含有量試験(10項目:次頁参照)	2	検体	2箇所(中間処分場敷地前および民地)を対 象として1回実施する。
河川底質調査	溶出量試験(11項目:次頁参照) 含有量試験(10項目:次頁参照)	2 検体	検体	2 箇所(原川)を対象として 1 回実施する。
悪臭・大気環境調査	特定悪臭物質 22 項目 大気環境項目 5 項目 気象データ 4 項目	2	箇所	2箇所(中間処分場敷地境界および民地)を 対象として1回実施する。 大気環境調査は24時間連続測定とする。
米調査	がら処、鉛 2項目	6	箇所	6箇所の試料について1回実施する。
報告	データ整理および報告書作成	1	式	

## 表 2 モダング調査一覧表

	検体名	採取地点		調査項目	調査回数	備考		
	GW-1	善商調整池 原川下流			環境項目:1回、監視項目:2回/月	GW-1、GW-2は、モニタリング 用		
地	GW-2	ゆりかご幼稚園西側市道			環境項目:1回、監視項目:2回/月	」 に新設し、流向・流速を調		
下	GW-3	椿洞地内民家			環境頁目:1回	査するとともに水位・伝導		
,,,	GW-4	彦坂地内民家			環境員目:1回	率を連続観測		
	RW-1	彦坂トンネル下流側溝			監視項目:2回/月	監視項目は、同時に実施		
	RW-2	原川上流部			監視項目:2回/月			
河	RW-3	県道北側湧水		表3のと	監視項目:2回/月			
Л	RW-4	善商排水合流前		おり	環境項目及び銅、亜鉛:1回、監視項目:2回/			
水					月 			
	RW-5	善商排水合流後	図1の とおり		環境項目及び銅、亜鉛:1回、監視項目:2回/ 月			
	RW-6	善商東側湧水	رهی		<u></u>			
<b>44</b> 1.	D-1	善商浸出水					環境項目:1回、監視項目:2回/月	
排水	D-2	善商調整池排水			環境項目:1回、監視項目:2回/月			
十壌	S-1	善商北側敷地竟界		表4のと	溶出量試験:1回、含有量試験:1回			
上坡 	S-2	ゆりかご幼稚園園庭		おり	溶出量試験:1回、含有量試験:1回			
河川	RS-1	河川水RW-4地点			溶出量試験:1回、含有量試験:1回	河川と同時に採取		
底質	RS-2	河川水RW-5地点			溶出量試験:1回、含有量試験:1回			
悪臭	A-1	善商北側敷地境界		表5のと	特定悪臭物質:1回、大気環境:1回	大気環境は24時間測定		
大気	A-2	ゆりかご幼稚園駐車場		おり	特定悪臭物質:1回、大気環境:1回			

### 表 3 河川・地下水・排水調査項目

		項目	地下水	河川水	排水							
1		カドミウム	0	0	0							
2		全シアン	0	0	0							
3		鉛	0	0	0							
4		六価クロム	0	0	0							
5		砒素	0	0	0							
6	注1	総水銀	0	0	0							
7		ベンゼン	0	0	0							
8	環境項 目	セレン	0	0	0							
9	Ħ	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0	0	0							
10		ふっ素	0	0	0							
11		ほう素	0	0	0							
12		ダイオキシン類	0	0	0							
13		銅 注2		0								
14		亜鉛 注2		0								
15	監視項	水素イオン濃度(pH)	0	0	0							
16	目	有機体炭素(TOC)	0	0	0							
17		全クロム(T-Cr)	0	0	0							
18		浮遊物質量(SS)	0	0	0							
19		全窒素(T-N)	0	0	0							
20		溶存酸素量(DO)	0	0	0							
21		塩素イオン	0	0	0							
22		炭酸水素イオン	0	0	0							
23			硫酸イオン	0	0	0						
24			I				ナトリウムイオン	0	0	0		
25		カリウムイオン	0	0	0							
26									カルシウムイオン	0	0	0
27		マグネシウムイオン	0	0	0							
28		電気伝導率	0	0	0							
29		水位・電気伝導率観測 注3	0									
30		流量		0	0							
31	追加項	生物化学的酸素要求量 BOD	0	0	0							
32	目	化学的酸素要求量 COD	0	0	0							
33		アンモニア性窒素	0	0	0							
34		亜硝酸性窒素	0	0	0							
35		硝酸性窒素	0	0	0							

表 4 土壤・河川底質調査項目

		目	土壌	底質					
1	注1	カドミウム	0	0					
2	溶出量試験	全シアン	0	0					
3		有機りん	0	0					
4		鉛	0	0					
5		六価クロム	0	0					
6		砒素	0	0					
7		総水銀	0	0					
8		ベンゼン	0	0					
9		セレン	0	0					
10		ふっ素	0	0					
11		ほう素	0	0					
12	含有量試験	カドミウム	0	0					
13		シアン	0	0					
14							鉛	0	0
15									六価クロム
16		砒素	0	0					
17		総水銀	0	0					
18		セレン	0	0					
19		ふっ素	0	0					
20		ほう素	0	0					
21		ダイオキシン類	0	0					

注1:土壌汚染対策法 特定有害物質項目から、アルネル水銀、PCB、VOC(ベンゼンを除く)及び 農薬類を除く。

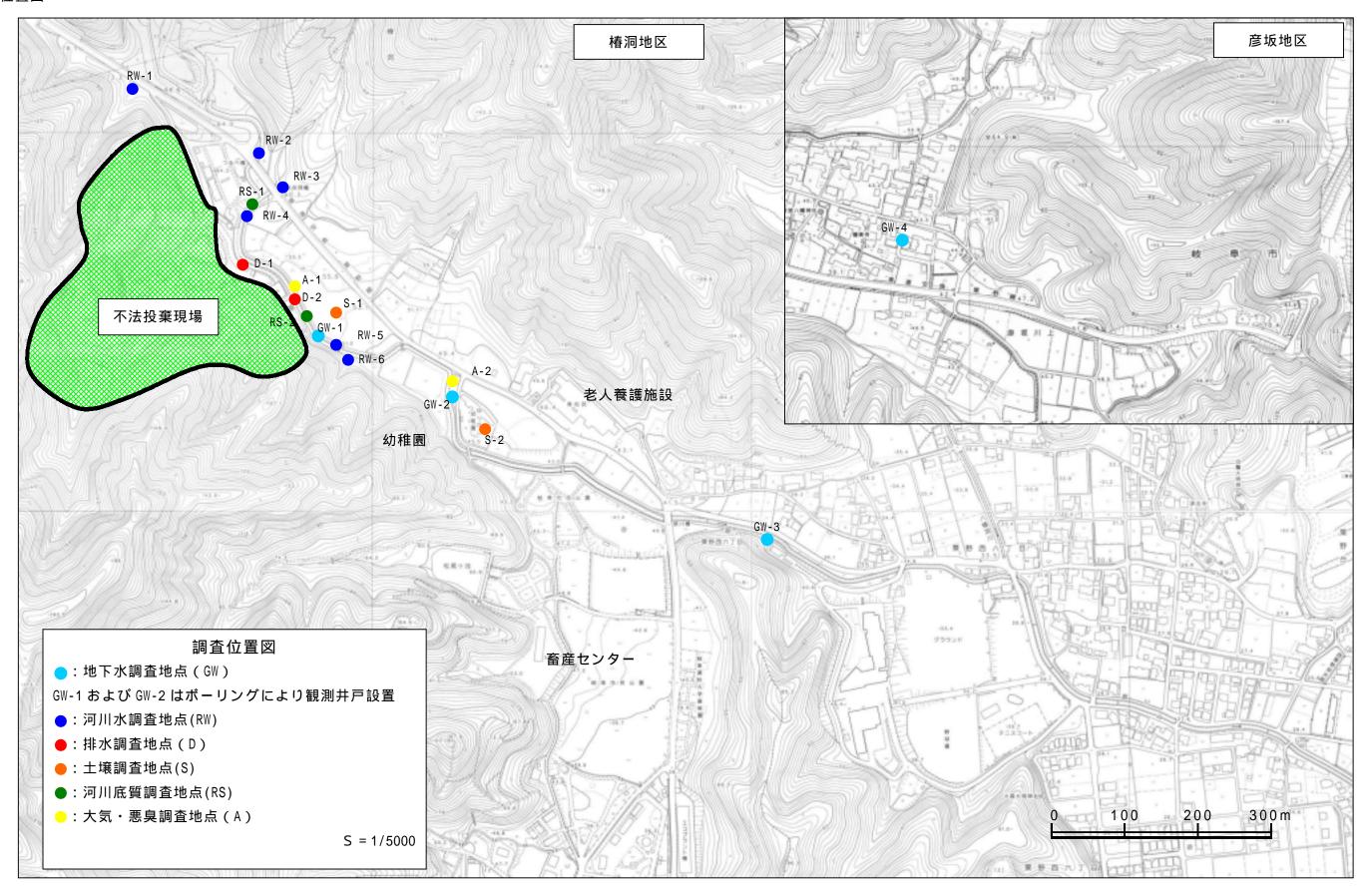
注1:水質環境基準項目から、アルネル水銀、PCB、VOC(ベンゼンを除く。)及び農薬類を除く。

注2:銅、亜鉛は,農業用水基準の項目である。 注3:新設ポーリング井戸(GW-1、GW-2)のみで実施。

表 5 悪臭・大気環境調査項目

		項目	悪臭	大気
1		アンモニア	0	
2		硫化水素	0	
3		メチルメルカプタン	0	
4		硫化メチル	0	
5		ニ硫化メチル	0	
6		トリメチルアミン	0	
7		アセトアルデヒド	0	
8		プロピオンアルデヒド	0	
9		ノルマルブチルアルデヒド	0	
10		イソブチルアルデヒド	0	
11	特定	ノルマルバレルアルデヒド	0	
12	悪臭物質	イソバレルアルデヒド	0	
13	初貝	イソブタノール	0	
14		<b>酢酸</b> エチル	0	
15		メチルイソブチルケトン	0	
16		トルエン	0	
17		スチレン	0	
18		キシレン	0	
19	•	プロピオン酸	0	
20		ノルマル吉草酸	0	
21		ノルマル酪酸	0	
22		イソ吉草酸	0	
1		二酸化窒素 (NO2)		0
2		二酸化硫黄(S02)		0
3		浮遊粒子状物質(SPM)		0
4	大気環境	一酸化炭素(CO)		0
5		ダイオキオシン類		0
6	•	  風向・風速		0
7				0

## 調査位置図



#### 3.調查条件

#### 3.1調查期間

平成 16 年 9 月~平成 17 年 3 月までの 7 ヶ月間

#### 3.2測定方法

地下水分析

· 環境項目

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)に定める方法による。

· 監視項目

日本工業規格「K0102」に定める方法による。

#### 河川水分析

· 環境項目

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)に定める方法による。

・監視項目、農業用水項目(亜鉛、銅)

日本工業規格「K0102」に定める方法による。

· 流量

日本工業規格「K0094」に定める方法による。

#### 排水分析

· 環境項目

「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)に定める方法による。

・監視項目

日本工業規格「K0102」に定める方法による。

#### 土壌溶出・含有量試験

「環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日環境 省告示第 18 号)及び「環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号) に定める方法による。

### 河川底質溶出・含有量試験

「環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日環境 省告示第 18 号)及び「環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号) に定める方法による。

#### 悪臭・大気環境分析

「悪臭防止法施行規則」(昭和 47 年総理府令第 39 号)、「大気の汚染に係る環境 基準について」(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)及び「二酸化窒素に係る環境基準 について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)に定める方法による。

#### ダイオキシン類の分析

「ダイオキシン類による大気の汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号)に定める方法による。

## 3.3 貸与資料

関連業務における報告書

## 3.4 計量証明機関

下記の計量証明機関にて公定分析を実施。

水・土壌公定分析:イビデンエンジニアリング(株)

悪臭・大気環境調査:(財)岐阜県公衆衛生検査センター

大気環境(ダイオキシン類):イビデンエンジニアリング(株)

# 4.業務工程

実施工程は次項のとおり。

履行期間 自)平成 16 年 9 月 3 日 至)平成 17 年 3 月 31 日

工種	項目	細   目	単位	数量	平成 16 年	平成 16 年	平成 16 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 17 年	平成 17 年	備 考
		<b>П</b>	7 12	<b>外</b> 至	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月	и <b>т</b> 3
ボーリング調査			式	1								
	地下水ボーリング調査		式	1		_						
		ボーリング及び観測井戸設置	箇所	2								
		流向・流速測定	箇所	2	_							
		水位・電気導電率計の設置・観測	式	1		_						
モニタリンク゛調査			式	1								
	地下水調査	環境項目	検体	4				12/9				
		監視項目	検体	28	9/29	10/6 10/20	11/5 11/19	12/9 12/20	1/6 1/20	2/4 2/18	3/4 3/15	
	河川水調査	環境項目	検体	2				12/9				
		監視項目	検体	78	9/21	10/6 10/20	11/5 11/19	12/9 12/20	1/6 1/20	2/4 2/18	3/4 3/15	
	排水調査	環境項目	検体	2				12/9				
		監視項目	検体	29	9/21	10/6 10/20	11/5 11/19	12/9 12/20	1/6 1/20	2/4 2/18	3/4 3/15	
	土壤調査		検体	2				12/9				
	河川底質調査		検体	2				12/9				
	悪臭・大気環境調査		箇所	2			11/20~22					
	米調査	ガドミウム、鉛	箇所	6								
	委員会・部会資料		式	1								
	打合せ		式	1					_	_	_	
	報告書作成	速報値報告	式	1				. — . –	—			

# 5.成果品

成果品は以下のとおりとする。

調査報告書(A-4 版)15	部
上記電子媒体 —	式
土質調査関連資料	式

# 6.使用する図書及び基準

番号	図書及基準名	発行所名	発行年月
1	本業務特記仕様書	岐阜市	平成 16 年 8 月
2	各種環境関連法規	-	-
3	日本工業規格 JISK0102(工業排水試験方法)	日本規格協会	最新版